特定非営利活動法人日本石綿・中皮腫学会

（ Japan Asbestos Mesothelioma Interest Group: JAMIG ）

# 定　　款

## 第１章　総　則

（名　称）

第１条　この法人は、特定非営利活動法人日本石綿・中皮腫学会と称し、英文では「Japan Asbestos Mesothelioma Interest Group (JAMIG)」と表示する。

（事務所）

第２条　この法人は、主たる事務所を兵庫県西宮市武庫川町1-1兵庫医科大学8号館4階に置く。

## 第２章　目的及び事業

（目　的）

第３条　この法人は、石綿（アスベスト）の健康影響（臨床・病理・疫学等）に関心のある研究者の相互交流を図るとともに、石綿の健康影響に関する研究の発展をめざし、患者をはじめとした一般市民に対して、中皮腫、その他の石綿関連疾患に関する知識の普及をはかり、広く人類の健康と福祉の増進に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

（１）　保健、医療又は福祉の増進を図る活動

（２）　社会教育の推進を図る活動

（３）　学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動

（４）　国際協力の活動

（５）　前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

（事業の種類）

第５条　この法人は、第３条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る次の事業を行う。

（１）　学術集会、学術講演会、研究発表会及びセミナー等の開催事業

（２）　中皮腫瘍取扱い規約の編集及び出版事業

（３）　中皮腫、その他の石綿関連疾患に関する研究、調査及び教育事業

（４）　中皮腫、その他の石綿関連疾患に関する医療又は福祉の増進を図る事業

（５）　国内外の関係学術団体、行政機関、民間団体との連絡、提携、調整及び支援事業

（６）　中皮腫、その他の石綿関連疾患の克服及びその予防のための社会的活動事業

## 第３章　会　員

（種　別）

第６条　この法人の会員は、次の３種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（平成１０年法律第７号。以下「法」という。）上の社員とする。

（１）正 会 員　この法人の目的に賛同して入会した個人。

（２）特別会員　この法人の発展に特別の功績のあった者で、理事会の承認を得て理事長が推薦した個人。

（３）賛助会員　この法人の目的に賛同し、協賛の意思を持つ個人、法人及びその他の団体。

（入　会）

第７条　会員の入会については、特に条件を定めない。

２　正会員及び賛助会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

３　理事長は、前項のものの入会を認めない場合は、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（会　費）

第８条　会員は、総会において定める会費を納入しなければならない。

２　理事長は、理事会の承認を経て会員の会費を免除することができる。

３　特別会員は、会費の納入を必要としない。

（会員の資格の喪失）

第９条　会員が次の各号の一に該当するに至った場合は、その資格を喪失する。

（１）　退会届の提出をした場合。

（２）　本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受けた場合。

（３）　賛助会員が所属する法人及びその他の団体が消滅した場合。

（４）　継続して3年以上会費を滞納した場合。

（５）　除名された場合。

（退　会）

第１０条　会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

（除　名）

第１１条　会員が次の各号の一に該当するに至った場合は、総会の議決により、これを除名することができる。

（１）　この定款等に違反した場合。

（２）　この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をした場合。

２　前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

（拠出金品の不返還）

第１２条　既に納入した会費その他の拠出金品は、返還しない。

## 第４章　役員及び職員

（種別及び定数）

第１３条　この法人に、次の役員を置く。

（１）　理事　　３名以上２５名以下

（２）　監事　　１名以上３名以下

２　理事のうち、１名を理事長、１名または２名を副理事長とする。

（選任等）

第１４条　理事及び監事は、総会において選任する。

２　理事長は、理事の互選で選任する。

３　副理事長は、理事長が理事の中から任免する。

４　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは３親等以内の親族が１人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び３親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。

５　法第２０条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

６　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

（職　務）

第１５条　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

２　副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故がある場合、又は理事長が欠けた場合は、その職務を代行する。

３　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

４　監事は、次に掲げる職務を行う。

（１）　理事の業務執行の状況を監査すること。

（２）　この法人の財産の状況を監査すること。

（３）　前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見した場合は、これを総会又は所轄庁に報告すること。

（４）　前号の報告をするために必要がある場合は、総会を招集すること。

（５）　理事の業務執行状況又は、この法人の財産状況について、理事及び理事会に意見を述べること。

（任期等）

第１６条　役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

２　前項の規定に関わらず、任期満了前に、総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後に後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

３　補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

４　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

５　役員の定年は65歳とし、満年齢で65歳に達した次の通常総会開催日をもって退任するものとする。

（欠員補充）

第１７条　理事又は監事のうち、その定数の３分の１を超える者が欠けた場合は、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解　任）

第１８条　役員が次の各号の一に該当するに至った場合は、総会の議決により、これを解任することができる。

（１）　心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められる場合。

（２）　職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があった場合。

２　前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

（報酬等）

第１９条　役員は、報酬を受けることができない。

２　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

３　前項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（職　員）

第２０条　この法人に、事務局長その他の職員を置く。

２　職員は、理事長が任免する。

## 第５章　総　会

（種　別）

第２１条　この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の２種とする。

（構　成）

第２２条　総会は、正会員をもって構成する。ただし、特別会員は総会に出席し、意見を述べることができる。

（権　能）

第２３条　総会は、以下の事項について議決する。

（１）　定款の変更

（２）　解散及び合併

（３）　事業計画及び活動予算並びにその変更

（４）　事業報告及び活動決算

（５）　役員の選任又は解任及び職務

（６）　会費の額及び支払い通貨の種類

（７）　借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第５２条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

（８）　事務局の組織及び運営

（９）　その他運営に関する重要事項

（開　催）

第２４条　通常総会は、毎事業年度１回開催する。

２　臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

（１）　理事会が必要と認め、招集の請求をした場合。

（２）　正会員総数の５分の１以上から、会議の目的である事項を記載した書面により、招集の請求があった場合。

（３）　第１５条第４項第４号の規定により監事から招集があった場合。

（招　集）

第２５条　総会は、前条第２項第３号の場合を除いて、理事長が招集する。

２　理事長は、前条第２項第１号及び第２号の規定による請求があった場合は、その日から６０日以内に臨時総会を招集しなければならない。

３　総会を招集する場合は、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（議　長）

第２６条　総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

（定足数）

第２７条　総会は、正会員総数の2分の１以上の出席がなければ開会することができない。

（議　決）

第２８条　総会における議決事項は、第２５条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

２　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

（表決権等）

第２９条　各正会員の表決権は、平等なるものとする。

２　やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法によって表決し、又は他の正会員を代理人として、表決を委任することができる。

３　前項の規定により表決した正会員は、第２７条、前条第２項、次条第１項第２号及び第５３条の適用については、総会に出席したものとみなす。

４　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）

第３０条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（１）　日時及び場所

（２）　正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合は、その数を付記すること。）

（３）　審議事項

（４）　議事の経過の概要及び議決の結果

（５）　議事録署名人の選任に関する事項

２　議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人２名が、署名・押印又は記名・押印しなければならない。

３　総会の議事の結果並びに承認事項は、会員に通達する。

## 第６章　理事会

（構　成）

第３１条　理事会は、理事をもって構成する。

（権　能）

第３２条　理事会は、この定款に定める事項のほか、次の事項を議決する。

（１）　総会に付議すべき事項

（２）　総会の議決した事項の執行に関する事項

（３）　その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（開　催）

第３３条　理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

（１）　理事長が必要と認めた場合。

（２）　理事総数の３分の１以上から、理事会の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により、招集の請求があった場合。

（招　集）

第３４条　理事会は、理事長が招集する。

２　理事長は、前条第２号の規定による請求があった場合は、その日から６０日以内に理事会を招集しなければならない。

３　理事会を招集する場合は、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（議　長）

第３５条　理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

（定足数）

第３６条　理事会は、理事総数の３分の２以上の出席がなければ開会することができない。

（議　決）

第３７条　理事会における議決事項は、第３４条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

２　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

（表決権等）

第３８条　各理事の表決権は、平等なるものとする。

２　やむを得ない理由により理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法によって表決し、又は他の理事を代理として表決を委任することができる。

３　前項の規定により表決した理事は、次条第１項第２号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

４　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）

第３９条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（１）　日時及び場所

（２）　理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合は、その旨を付記すること。）

（３）　審議事項

（４）　議事の経過の概要及び議決の結果

（５）　議事録署名人の選任に関する事項

２　議事録には、議長及び理事会において選任された議事録署名人２名が、署名・押印又は記名・押印しなければならない。

（顧問）

第４０条　この法人に顧問若干名を置く。

２　顧問は、学識経験者又は本会に功労のあった者のうちから、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。

３　顧問は、理事長の諮問に応じ、理事会に助言を与えることができる。

４　前２項に定めるもののほか、顧問に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

## 第７章　資産及び会計

（資産の構成）

第４１条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

（１）　設立当初の財産目録に記載された資産

（２）　会費

（３）　寄付金品

（４）　財産から生じる収益

（５）　事業に伴う収益

（６）　その他の収益

（資産の区分）

第４２条　この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

（資産の管理）

第４３条　この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

（会計の原則）

第４４条　この法人の会計は、法第２７条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（会計区分）

第４５条　この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

（事業計画及び予算）

第４６条　この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第４７条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しない場合は、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで、前事業年度の予算に準じ執行することができる。

２　前項の規定による執行は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

（予備費の設定及び使用）

第４８条　予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

２　予備費を使用する場合は、理事会の議決を経なければならない。

（予算の追加及び更正）

第４９条　予算成立後にやむを得ない事由が生じた場合は、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）

第５０条　この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び活動計算書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

２　決算上剰余金を生じた場合は、次事業年度に繰り越すものとする。

（事業年度）

第５１条　この法人の事業年度は、毎年９月１日に始まり、翌年８月３１日に終わる。

（臨機の措置）

第５２条　予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとする場合は、総会の議決を経なければならない。

## 第８章　定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第５３条　この法人がこの定款を変更しようとする場合は、総会に出席した正会員の４分の３以上の多数による議決を経、かつ、法第２５条第３項に規定する事項に係る変更の場合、所轄庁の認証を得なければならない。

（解　散）

第５４条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。

（１）　総会の議決

（２）　目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

（３）　正会員の欠亡

（４）　合併

（５）　破産手続開始の決定

（６）　所轄庁による設立の認証の取消し

２　前項第１号の事由によりこの法人が解散する場合は、正会員総数の４分の３以上の承諾を得なければならない。

３　第１項第２号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第５５条　この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）した場合に残存する財産は、法第１１条第３項で掲げる者のうち、解散総会で定めた法人に譲渡するものとする。

（合　併）

第５６条　この法人が合併しようとする場合は、総会において正会員総数の４分の３以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第９章　公告の方法

（公告の方法）

第５７条　この法人の公告は、この法人の掲示場及び官報に掲載して行う。

ただし、法第２８条の２第１項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

## 第１０章　雑　則

（細　則）

第５８条　この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。